解体工事仕様書

Ⅰ　総則

本工事の仕様、指示にあたり、その優先順位は次のとおりとする。

1）特記仕様書（下記Ⅱのとおり）

2）共通仕様書

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書　令和4年版」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。

解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事仕様書（建築工事編）令和7年版（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事仕様書（建築工事編）令和7年版（以下、「改修標準仕様書」という。）、及び鳥取県土木共通仕様書による。

3）図　　面（解体工事特記仕様書を含む）

4）設 計 書

5）施工管理

共通仕様書に準ずる

Ⅱ　総則

1）工事概要

・工事名　八橋海岸西側トイレ解体工事

・工事場所　鳥取県東伯郡琴浦町八橋1469番地41

・工事内容　建築解体工事　一式

2）工事完成期限　令和9年3月5日

3）安全対策及び公害対策

工事期間中の無事故、無公害を達成することを目標とすること。

4）中東情勢の変化に伴う建設資材の設計変更

・本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材の調達に必要となる経費について設計変更の対象工事である。設計変更を希望する場合は、調達公告時点で最新の「琴浦町中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領」(琴浦町ホームページ(トップページ行政情報＞入札・契約＞琴浦町入札契約関係要綱・要領集))に基づき、監督員と協議すること。

5）その他

・工事の際には、施設管理者と協議のうえ、周辺地域に支障のないように工事を行うこと。

・解体建物の外壁吹付材にはアスベストが混入しているため、除去に際しては飛散等が無いように充分に留意すること。

・本工事は、琴浦町週休2日工事実施要領（令和6年3月29日付）の対象工事である。琴浦町ホームページ(トップページ行政情報＞入札・契約様式＞琴浦町入札契約関係要綱・容量集)に掲載された本故事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い週休2日工事を実施すること。